

こどもの未来応援対策特別委員会会議録

令和4年5月16日

場 所 第5委員会室

令和4年5月16日（月曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

福祉保健部

1. こどもを取り巻く状況等について

○協議事項

1. 委員会の調査事項について
2. 調査活動方針・計画について
3. 県内調査について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員（11人）

委員	長	田口雄二
副委員	長	川添博
委員		坂口博美
委員		徳重忠夫
委員		横田照夫
委員		窪菌辰也
委員		佐藤雅洋
委員		山内佳菜子
委員		坂本康郎
委員		前屋敷恵美
委員		井上紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	重黒木清
県参事兼福祉保健部次長 (保健・医療担当)	和田陽市

福祉保健部次長 (福祉担当)	児玉浩明
こども政策局長	長谷川武
福祉保健課長	柏田学
障がい福祉課長	藤井浩介
健康増進課長	市成典文
こども政策課長	久保範通
こども家庭課長	小川智巳

事務局職員出席者

政策調査課主査	飛田真志野
政策調査課主幹	松本英治

○田口委員長 ただいまから、こどもの未来応援対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。委員の皆様は、ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてありますが、お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

本日は、委員会設置後初の委員会でありますので、特別委員会設置協議の際に意見があったこどもを産み育てる環境づくりや、こども家庭庁設置に関連し、福祉保健部から、子供を取り巻く状況等について説明いただきます。

その後に、調査事項及び調査活動方針・計画について御協議いただきと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

本日は、福祉保健部においていただきました。

初めに一言御挨拶を申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました延岡市選出の田口雄二です。私ども11名が、さきの臨時会で委員として選任され、今後1年間、調査活動を実施していくことになりました。子供たちは地域にとりましても、国にとりましても大きな宝であります。現在、子供たちが置かれている状況は大変厳しいものです。

当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が宮崎市選出の川添博副委員長です。

続きまして、皆様から見て左側、児湯郡選出の坂口博美委員です。

都城選出の徳重忠夫委員です。

宮崎市選出の横田照夫委員です。

小林市・西諸県郡選出の窪菌辰也委員です。

西臼杵郡選出の佐藤雅洋委員です。

続きまして、宮崎市選出の山内佳菜子委員です。

宮崎市選出の坂本康郎委員です。

宮崎市選出の前屋敷恵美委員です。

宮崎市選出の井上紀代子委員です。

以上で、委員の紹介を終わります。

なお、執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表に代えさせていただきますと存じます。

それでは、執行部から概要説明をお願いします。

○重黒木福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。

本日は第1回こどもの未来応援対策特別委員会におきまして、説明のお時間を頂きましてありがとうございます。

福祉保健部では、少子化対策や、保育所、幼稚園等に加えて、児童虐待や貧困の問題など、様々な側面から子供に関わる事項を所管しているところでございます。

子供は未来を創る存在であり、子供の健やかな育ちと子育てを応援していくことは、社会全体で取り組むべき最重要課題であります。福祉保健部といたしましては、人々の価値観や家庭、地域の環境が変化していく中、一人一人の子供が健やかに成長していくために、様々な取組を進めているところでございます。

本日は、まず本県のこども政策といたしまして、みやざき子ども・子育て応援プランや子供を取り巻く状況につきまして、関係課長から説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保こども政策課長 こども政策課でございます。

本日は、本県のこども政策についてという題目で、本県の子供を取り巻く状況や、子ども・子育て応援プランにおける取組等について御説明いたします。

委員会資料1ページをお開きください。

まず、1の子供を取り巻く状況であります。

(1)の出生数・合計特殊出生率についてです。図表1では、出生数を棒グラフで示しており、合計特殊出生率を折れ線グラフで表示しております。

本県では、図表の左端にありますように、昭和40年時点で合計特殊出生率は2.30、出生数は1万8,438人でありました。その後、出生数、合計特殊出生率ともに、全国的に減少し続けるのに伴い、本県も同様に減少してきております。

近年の状況では、合計特殊出生率は、平成25年以降、1.7前後で推移しており、全国的に見れば高い水準を維持しておりますが、直近の令和2年には1.65に落ち込んでおります。

また、出生数は、多少の回復が見られた年もありますが、全般的にはやはり減少傾向にあります。直近の令和2年には7,720人にまで落ち込んでおり、ここ5年間で約1,500人減少しております。

出生数が減少している要因としましては、そもそも子供を産む女性の人口が減少していることや、未婚化が進行していること、晩婚化により出産時の年齢が総体的に上がっていることなどが考えられます。

また、社会経済情勢の変化に伴い、若い世代の結婚や出産、子育てに関する意識が変化してきていることも大きく影響していると思われま

す。次に、(2)の未婚化の状況です。図表2、3に示しております。本県の未婚率は、近年、横ばいにはなっていますが、上昇傾向が続いております。

令和2年の未婚率は、30歳から34歳のケース——図表2の真ん中の折れ線グラフになります。男性で約4割(40.2%)、女性は約3割(31.2%)が未婚となっており、昭和60年との比較では、男性が約18%、女性が約21%上昇しております。

2ページの(3)の晩婚化の状況であります。図表4で夫と妻の平均初婚年齢の推移を示して

おります。

本県の平均初婚年齢は、令和2年は、夫が30.2歳、妻が21.9歳となっており、全国より低い状況にあります。やはり上昇傾向で、晩婚化が進んでいる状況がございます。

昭和55年と比較しますと、夫は3歳、妻は4.1歳上昇しており、妻の上昇幅が大きくなっております。

(4)の結婚に対する意向でございますが、図表5に、本県における未婚者の結婚に対する意向を示しております。令和元年度の調査結果では、未婚者の83.1%の方が、いずれ結婚したいという意向を持っておりますが、過去2回の調査結果と比べますと、一生結婚するつもりはないという方の割合が増えてきております。

3ページの図表6では、独身でいる理由を理由別に示しております。独身である理由として最も多いのが、「結婚したいと考える相手に巡り会わないから」が44.5%で一番多く、次に、「結婚する必要を感じないから」が19.7%、「自由さ、気楽さを失いたくないから」、「結婚資金が足りないから」が14.6%となっております。

図表7は、未婚化・晩婚化が進んでいる理由ですが、最も多いのが、「独身生活の方が自由が多い」が48.5%で、以下、「結婚することのメリットを感じられなくなっている」が36.7%、「経済力のある女性が増えた」が27.2%、「結婚する時期にこだわらなくなった」の24.3%の順となっております。

続いて、(5)の理想としている子供の数、予定している子供の数でございます。図表8には、理想としている子供の数、図表9には、予定している子供の数を示しております。

令和元年度は、理想としている子供の数は、「3人」が38.3%と最も多いのに対して、予定

している子供の数は、「2人」が36.8%と最も多くなっており、理想と実際との間にずれがあることが分かります。

また、両図表の一番右端の選択肢にある、「わからない」という項目の割合が増加してきております。

次に、4ページになります。

（6）の出産に関する不安感・負担感ですが、図表10に、予定している子ども数が理想よりも少ない主な理由を示しております。

最も多いのは、「高齢出産になるから」の47%で、次に「子どもを育てること全般においてお金がかかるから」の38.7%、「子どもの教育にお金がかかるから」の31%の順となっております。

晩婚化が進んだことで、総体的に出産時の年齢も上がり、それに伴う影響が出ているものと思われまます。また、経済的な理由による不安が依然として高いことが分かります。

次に、5ページの（7）の子育てに関する不安感や負担感であります。

図表11は、子育てに関する不安感や負担感の有無の意識調査結果を示しております。

令和元年度の結果では、「非常に不安や負担を感じる」及び「何となく不安や負担を感じる」の合計は67.5%となり、依然として子育てに不安感や負担感を抱いている方が多いことが分かります。

図表12は、子育てに関する不安感や負担感の内容になります。最も多いのが、「子育てにお金がかかる」の56.3%で、「子どもとの接し方やしつけの方法が正しいかという不安がある」が41.1%、「仕事と子育ての両立が難しい」が27.9%となっております。

以上のデータやアンケート結果等を踏まえますと、安心して子供を産み、子育てを楽しいと

感じられる社会づくりを進めていくためには、まずは若い世代に、結婚や家庭を持つことに對して、もっとポジティブなイメージを持ってもらえるよう意識の醸成を図ることや、出会いや結婚について、社会全体で後押しをする環境づくり、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担感を軽減させるための支援制度の充実、相談体制の整備などを進めることが重要であると考えております。

次に、6ページを御覧ください。

これまで説明したような、子供を取り巻く状況を踏まえまして、県全体で子育て支援・応援施策を進めていくための基本的な指針としまして、本県では、「みやぎ子ども・子育て応援プラン」を策定しており、その概要を掲載しております。

まず（1）の概要になりますが、①の性格として、子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法などで、県単位での支援計画・行動計画等を策定することが求められており、それに対応するものとして、一体的に策定したものであります。

②の期間でございますが、現在の計画は、令和2年度から6年度の5年間となっております。今年度は中間年度となりますので、一部見直しを行う予定としております。

③の基本理念は、「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できるみやぎづくりとしており、④の基本目標を3つ掲げているところでございます。

次に、（2）の計画の推進体制でございますが、まず、庁内関係部局で構成する「宮崎県子育て応援本部」、住民の身近な存在である市町村と県で構成する「宮崎県子ども・子育て支援連携推進会議」、事業主や子育て支援団体、関係団体、

行政等で構成する「未来みやぎき子育て県民運動推進協議会」など、行政だけでなく関係団体や事業主等、様々な主体が一体となって連携しながら施策を進める体制をつくっているところがございます。

また、(3)の計画の成果指標としまして、子ども・子育て支援施策の進捗状況を総合的に評価するために、総合成果指標と各種施策の実施状況を評価するための個別成果指標を設定しております。取組実績や指標の結果等につきましては、毎年、子ども・子育て支援会議で審議しますとともに、その結果を公表しております。

資料には、総合成果指標を載せております。

合計特殊出生率の目標値は、1.84としており、令和2年度の数値は1.65と目標に届いていない状況でございます。

もう一つの指標である平均理想子ども数と平均予定子ども数の差は、目標数の0.2人に対して、令和2年度は0.18人となっており、目標を達成している状況でございます。

このプラン基本目標や施策の方向、施策の具体的内容を載せた体系表を、別紙1として配付しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、7ページをお開きください。

3の本県における取組状況についてでございます。

先ほど、「みやぎ子ども・子育て応援プラン」の概要を説明いたしましたが、定めた基本目標の達成に向けて、施策を進めるに当たっての基本的な考え方を示したものが(1)となります。ポンチ絵を記載しておりますが、結婚前、出会い・結婚、妊娠・出産、子育てに分けており、ライフステージに応じて、切れ目のない支援を進めているところでございます。

主な取組内容としましては、(2)のとおり、

ライフステージごとに整理しております。

まず、結婚前でございますが、①の「ライフデザイン事業」では、結婚世代に最も近い階層である県内の高校生などを対象としまして、結婚や出産、子育て等の将来設計を考えてもらう出前講座等を実施しているところでございます。

次に、②の「フレフレハレ晴れ！ひなたの結婚応援事業」は、今年度の新規事業になります。

若い世代の情報収集手段が以前と変わってきておりますので、行政が伝えたいメッセージをしっかりと届けられるように、SNS用の動画作成や、若い世代の注意を引くような参加型の企画などを通して、結婚や家庭を持つことに対して、ポジティブなイメージの醸成を図っていきたくて考えております。

続きまして、出会い・結婚のステージです。

①の「みやぎ結婚サポート事業」につきましては、平成27年度から、みやぎ結婚サポートセンターのシステム等を活用し、結婚を希望する男女に対する個別の出会いの創出や結婚サポートを行っており、平成27年8月の開始から、令和4年3月までで119組の成婚につなげております。引き続き、ニーズに沿う形で工夫しながら進めてまいりたいと考えております。

また、②の『人と地域にめぐり逢う「ひなたの良縁」促進事業』では、1対1での出会いの場に少し気後れされる方もいらっしゃいますので、グループ単位での出会いの場を提供するとともに、中山間地域にお住まいの方々等、出会いの機会が少ない方にも、県内のいろいろな地域の方とグループ単位で交流する機会を創出しています。

8ページを御覧ください。

妊娠・出産のステージになります。

①の「妊娠総合相談支援事業」につきまして

は、各保健所及び中央保健所内に設置しております女性専門相談センター「スマイル」におきまして、女性の心身の健康や妊娠に関する専門相談を実施しております。

また、②の「不妊治療費等助成事業」では、不妊検査や不妊・不育治療への助成を行いますとともに、県の中央保健所に設置しております不妊専門センター「ウイング」におきまして、不妊等に関する専門相談を実施しております。

次に、子育てのステージになりますが、まず、①の「未来みやぎき子育て県民運動事業」としまして、行政や関係団体、企業等が一体となって、安心して子供を生み、子育てを楽しいと実感できる環境づくりを進めております。主なものとしては、機運醸成のための子育て応援フェスティバルや、民間企業と連携して、子育て家庭の特典を受けられる子育て応援カード事業、子育てに関する情報を発信する子育て応援ポータルサイトの運営管理などを展開しております。

また、②の「子育て支援乳幼児医療費助成事業」では、未就学児に対する県独自の医療費助成制度を構築して支援しております。

③の「地域子ども・子育て支援事業」は、国の制度事業になります。「延長保育事業」や「放課後児童クラブ事業」、子育て中の親子の交流促進、育児相談等を実施する「地域子育て支援拠点事業」、乳幼児を保育所等で一時的に預かる「一時預かり事業」、乳幼児や小学生児童について、子育て中の保護者が、急用があつて子供を預けたいときに、代わりに預かる方との調整等を行う「ファミリーサポートセンター事業」などを、市町村が実施主体となって実施しているところでございます。

その下の市町村と連携した取組につきまして

は、特に、市町村への支援を目的とした事業として2つ書かせていただいております。

まず、①の「県・市町村少子化対策連携事業」につきましては、今年度の新規事業でございます。少子化に関する分析データ——例えば、3世代同居や初婚年齢、子育て支援拠点の数などを基に、市町村ごとに弱点と思われる分野を改善するための新たな少子化対策に県と連携しながら取り組む市町村を支援する事業でございます。

また、②の「子育て相談窓口ステップアップ事業」は、全市町村への設置が求められている子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点の設置促進や一体的な整備、機能強化などのための研修会開催や必要な備品購入、アドバイザー派遣などを実施しているところでございます。

最後に、4のこども家庭庁の創設についてでございます。現在、設置法案が国会で審議中ですが、概要を別紙2として配付しております。詳細については、今後明らかになっていくものと思われますので、現時点で示されている内容について御説明いたします。

まず、趣旨の欄でございます。基本的な考え方としては、「こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とする」とされております。

概要の1にありますように、内閣府の外局として、こども家庭庁を設置するということとなっております。

こども家庭庁の所掌事務につきましては、3

の主な事務として、（1）に11項目が明示されております。現在、主に、内閣府、文部科学省、厚生労働省の3つの省庁が所管しており、それらの事務をこども家庭庁に移管させるとともに、（2）にありますように、こども政策に関する内閣の重要施策に関する事務について、企画・立案・総合調整などの司令塔としての機能を持つこととなります。

また、4の資料の提出要求等について、こども家庭庁は、他の省庁に対して、資料の提出や説明などの協力要請ができる強い権限を持つこととなっております。

施行日は、6にありますように、令和5年4月1日予定です。

裏面には、こども家庭庁の組織・事務・権限について、昨年12月に閣議決定された際に公表された資料を掲載しております。参考として御覧ください。

説明は以上でございます。

○田口委員長 執行部の説明が終了いたしました。御意見、質疑がございましたら、発言をお願いします。

○佐藤委員 こども政策課長に説明いただきましたが、職員席を見ると、こども政策局長もいらっしゃいます。国では新たに、こども家庭庁ができますが、今まではどこが担当していたのか教えてください。また、こども家庭庁の設置に合わせて、宮崎県では新たな組織に変化していくのか、今後の方向性を教えてください。

○久保こども政策課長 こども家庭庁の業務につきましては、子供に関する施策を国ではばらばらに所管しているところがございます。厚生労働省が所管しているものや、子ども・子育て支援新制度等は内閣府が所管しております。幼稚園等の教育に絡む部分は、文部科学省が所管

しております。これらの機能のうち、幼稚園を除く部分につきまして、こども家庭庁に一元化するというのを聞いております。

本県につきましては、平成20年に、少子化対策への対応を強化する目的で、こども政策局を設置しております。

これ以前は、保育所につきましては、福祉保健部、幼稚園につきましては、私学振興や文教を担当する現在の総合政策部が所管していたところがございますが、こども政策局ができるに当たって一元化したところでした。それと並行して、認定こども園の制度ができ、保育所から移行する園や幼稚園から移行する園が混在していましたが、県では、こども政策局に一元化することで、比較的スムーズに制度移行が進んだということ聞いております。

現在、新たな項目として、障がい児支援や子供の貧困支援がございますが、これらについては、こども政策課、こども政策局というよりも、福祉保健部全体として、連携しながら進めているところがございます。

○佐藤委員 国も子供の未来にしっかり力を入れていくという意思表示をしています。

私たちも、こども未来応援対策特別委員会を設置しましたので、こども家庭庁の設置が、宮崎県でも良い形で影響し、子育てが非常にやりやすかったり、結婚しやすい環境になるように、当委員会で1年を通して執行部とやり取りができればと思っています。1年かからずとも、早めに気づいたところは改善していただきたいと思います。

○山内委員 委員長に質問です。委員会の調査事項は、児童虐待やいじめ、学習環境など、県庁内の多くの部局に関わるテーマだと思います。今日は福祉保健部から御説明をいただきました

が、ほかの部局からは、別の日に説明を伺うということでしょうか。

○田口委員長 はい、そうです。

○山内委員 ありがとうございます。質問を続けます。

7ページの（2）の主な取組内容で、結婚前の①ライフデザイン事業について、高校生などに対して結婚・出産・子育てなど将来設計を考えてもらうことは、すごく大事なことだと思いますが、この事業は福祉保健部の視点からだけされているのかなというところが気になりました。実際に将来設計をするとなると、どういう仕事について、どの年代でどんな働き方で、収入はどれくらいあるかなども出産や子育てに大きく関わってくる部分だと思います。キャリアデザインやワークライフバランスの話も必要になると思いますが、そういう視点も入った事業になっているのか確認をさせてください。

○久保こども政策課長 ライフデザイン事業につきましては、平成29年度から実施している事業でございます。委員がおっしゃるように、結婚・子育て、キャリアデザインや働き方も含めて、将来の人生設計を考えることをテーマとして話をさせてもらっています。内容は、シンポジウムで、昨年度は、宮崎農業高校や日章学園高校などで4回開催しています。行政の職員が出向いて施策を説明するものではなく、有識者など少しでも興味を持ってもらえるような方を選定して、キャリアデザインやライフデザインとはどういうことかなどについて、高校生に投げかける講座をやっております。終了後にはアンケート調査もしており、おおむね、「初めてそういうことを考えた」などの意見をもらっており、非常に有意義な事業になっていると考えております。

○山内委員 有識者の方からの話はすごく有意義なことだと思います。あと、子育てや結婚など経験者の話を直接聞くことも、高校生たちにそれを身近に感じていただける機会になると思います。そういうテーマも含めて、いろいろな方法を検討いただきたいと思います。

引き続き、こども家庭庁について質問ですが、子供の意見を尊重するということが報道で取り上げられています。宮崎県では、こども政策を作る際に、子供の意見を聞く場面や子供の意見を取り入れるという機会は、これまでありましたか。

○久保こども政策課長 6ページの子ども・子育て応援プランの基本理念に、「子どもの育ちと子ども・子育てをみんなで支える」ということがあります。子育てという形だけではなくて、子どもの育ち——つまり子供が本来持てる力を十分に発揮できるよう、ありのままの子供をよく観察して、自ら育つのを支援するという意味の理念も、この計画の中には入れております。子育て支援も、子どもの育ちの支援も、一体的に推進していくという考え方でやっているところでございます。

こういったプランを策定するときは、議会をはじめ、いろいろな有識者の意見を聞いております。例えば、子供の保護者——幼稚園のPTA連合会や保育連盟など、大人を通じた子供の意見を聞く機会がありますが、子供に直接聞くということは、私が知る限りでは、まだないと思います。

○山内委員 こども家庭庁がどのような形で子供の意見を尊重するのかや取り入れていくのかは、まだ不透明です。保護者はもちろんですが、子供の意見もしっかり受け止めて取り入れる県ですよ、ということもアピールにつながると思

いますので、子育てに力を入れている宮崎県としても、いろいろな方法を御検討いただきたいと思ひます。

○前屋敷委員 今の時代に子育てをすることも大変だし、子供たちの未来を安心できるものにするという点では、今、政策に関わっている私たちの責任は本当に大きいと思ひます。

御説明いただいた宮崎県内の結婚から出産、子育てに関わる様々なアンケートの中で、大変困難を抱えていることを実感しました。それをどう解決して、安心して楽しく子育てをやれるかが、未来の社会の発展にもつながるといふ点では、大事な役割を果たしていかなきゃいけないと思ひたところなんです。

山内委員からも子供の意見を聞くことについて意見がありましたが、子どもの権利条約に、意見表明権があります。乳幼児期から社会人に至るまで、過度な競争の中にさらされる日本の子供たちの状況を改善することについて、国は、国連からずっと勧告を受けてきましたが、なかなかそれが改善しない。

今、こども庁設置法案が国会で審議中ですけど、設置法案の中にも子どもの権利条約の文言は、一言も入っていないと聞いているところです。

その辺は、国会で大いに議論してもらおうことなんですけど、地方は地方で、県独自でも子育てに関わることを進めていく必要があると思ひます。

こども家庭庁に文部科学省や厚生労働省、内閣府が一本化されたらどう改善が図れるのかが見えてきませんし、一本化されたからといって全てがうまくいくのかな、という不安もあります。

今、宮崎で子育てを安心できるものにするとは、私たちの責任であり、務めだと思ひます。

県の皆さんとも一緒になって、その辺の改善をぜひ図りたいと思ひます。

質問ですが、御説明いただいた8ページに、いろいろな事業がありますが、実施主体は市町村が多いです。市町村と連携した取組の②「子育て相談窓口ステップアップ事業」に、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置促進があり、全ての市町村に設置するということなんですけど、設置状況についてお聞かせください。

○久保こども政策課長 全ての市町村にというふうなお話でしたが、そのとおりでございます。子育て世代包括支援センターは、妊産婦や乳幼児の実態把握や相談、支援プランの実施を主な目的とするセンターでございます。子ども家庭総合支援拠点は、支援が必要な子供の世帯の実態把握や相談等に対応する拠点施設となります。

現状では、子育て世代包括支援センターは、全26市町村に設置が完了しており、子ども・子育て総合支援拠点は、まだ約半分の12市町村の設置にとどまっております。

県としましても、設置促進や一体的な整備につきまして、例えば公用車やタブレットなど国庫補助の対象になっていない備品を、県単事業で支援したり、アドバイザーの派遣や職員の資質向上のための研修派遣費用を助成するなど、支援事業を実施しているところでございます。

この2つをセットで進めていくということが大事になりますので、これからもこういった支援をしてまいりたいと考えております。

○前屋敷委員 各自治体でも困難なところがあるわけですので、市町村からの相談もしっかり受けていただきながら、設置の実現に向けて進めていただければと思ひます。

○横田委員 最近は、大きなお腹の女性を見る機会がすごく少ないと思います。産科医が少ないのも非常に大きな問題になっていますが、子供を産む人が少なければ、当然、産婦人科の経営も厳しくなると思います。産科医が育たないというのも分かりますが、周りに産婦人科の診療所がないということは、子供を出産する上で不安材料にもなっているのではないかと思います。

5ページに子育てに関する不安感というのがありますが、もしかすると、身近なところに産婦人科がないということが、出産に対する不安感に繋がる負のスパイラルになっているのではないかと。どこかでこのスパイラルを断ち切らないといけないと思います。産婦人科の経営は難しい状況にあっても、それぞれの地域に産婦人科の診療所を配置する、そういった政策的なものも必要じゃないかと思います。県として、何か考え方があったらお聞かせいただきたいと思っています。

○市成健康増進課長 県内の産科や分娩を扱う医療機関は、年々非常に厳しい状況でございます。

出産に関しましては、周産期医療体制ということで、県内を県北、県央、県西、県南の4つの医療圏に分けております。各医療圏の核となる周産期地域母子医療センターと医療機関を中心として、地域の小さなクリニックも含めたネットワークを築き、バックアップをしているところでございます。

委員の御指摘のとおり、産科を担う医師の確保は難しい現状がございますが、妊婦の不安を少しでも解消できるように、本県においては、ネットワークの維持をしっかりとしていきたいと思っております。

○横田委員 私たちの子供が生まれた頃は、すぐ近くに産婦人科がありました。何も心配もなかったんですが、今は、拠点となる病院まで行かなければならないという状況です。難しい課題と思いますが、どこかでこのスパイラルを断ち切らなければ、子供は増えないのではないかと思いますので、発言させていただきました。

○坂本委員 1ページのグラフの中で、昭和60年から平成2年にかけて出生数が激減しています。出生率については、平成17年に落ち込みが見られますが、これはどういうことか教えてください。

○久保こども政策課長 私たちも関心があっていろいろ調べたところではありますが、複合的な要因が重なっていて、はっきりしたことは分かっておりません。

ただ、大学の先生など学術的な立場からの推測として言われている話——適切じゃないかもしれませんが、1971年から1974年生まれの第2次ベビーブームに生まれた団塊ジュニア世代の結婚、出産のタイミングが平成17年ぐらいに重なっております。そうであれば、出生数も増加するか横ばいになるのが普通ですが、ちょうどこれ以前にバブル崩壊や金融危機による景気の落ち込みがひどく、就職氷河期を迎えてきた時期がございます。そういった就職難や非正規雇用者が増えているという経済的・社会的問題等があり、結婚、出産になかなか至らなかったのではないかと分析されている方もいらっしゃいます。

その後、平成17年からは、3年間ほど一転して雇用も売り手市場に変わったということもあり、出生数も好転したのではないかと推察される、という一説を御紹介いたします。

○坂本委員 県として、出生数、出生率に対す

る新型コロナウイルスの影響をどのように考えていらっしゃるか教えてください。

令和2年までの数値がグラフ化されていますが、仮に新型コロナウイルスの影響があるとすれば、恐らくこれが今後、令和3年、令和4年の数字に出てくるのかなと思います。例えば、今の産婦人科の受診状況などから推測しているなど、どのような見方をされているのでしょうか。資料には、新型コロナウイルスという言葉は全く出てきていませんので、教えてください。

○久保こども政策課長 特に出生数のところが問題とっております。新型コロナウイルスの要因かどうか断定的なことは、何年かたった後でないと分からないというのが正直なところです。しかし、コロナ禍で出会いの機会が減ったり、経済的に厳しい方が総体的に増えるなどもあり、コロナ禍前の令和元年と令和2年の婚姻数を比較すると、10.5%ぐらい下がっております。下げ幅が大きいので、現時点で分かる範囲では、新型コロナウイルスの影響は大きかったのではないかと考えております。婚姻数が減っていることは、出産に至る可能性も減ることになりますので、今後、出生数にどのように影響してくるのかや、今年度の結果がどうなのかというところは、私たちもかなり注目しているところでございます。

○坂本委員 全体的に子供が減っていく、結婚する方が減っていくという大きな傾向を変えるのは難しいと思います。今、行政としてやれることは、目に見える課題に対して、手を打てるところに手を打っていくことの積み重ねでしかないのかなと思っております。今申し上げましたコロナ禍の影響というのは、間違いなく出生数や婚姻数に影響を与えていると想像できます。本県としても、少子化対策というのは最重要テ

ーマの一つですので、身近な手の届くところを対策するというので、先手先手で何か手を打っていくべきではないかなと最近特に思うので、意見として申し上げます。

○田口委員長 ほかに質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 質疑がないようですので、これで終了したいと思います。執行部の皆さんは退席いただいて結構です。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

それでは、協議事項（1）の委員会の調査事項についてであります。

お手元に配付の資料1を御覧ください。

1の当委員会の設置目的につきましては、さきの臨時会で議決されたところでございますが、2の調査事項は、初委員会で正式に決定することになっております。なお、資料には、特別委員会を設置する際に各会派から提案された調査事項を参考に記載しています。特別委員会の調査事項は、実質6回しかないため、有効な提言を行うためにも、十分に御議論いただきたいと思います。当委員会の調査事項について、また今後具体的にどのような調査を行っていったらよいかも含めて、御意見をお願いいたします。

○山内委員 調査事項（3）の子供の学習環境に関することについてです。コロナ禍で学校が臨時休校になりましたが、その間、授業を受けられないという環境が続いていると聞いています。オンライン学習にも力を入れるべきだということと言われていますが、まだまだ進んでい

ないという状況を調査し、提言できるといいな
と思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。暫時休
憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時15分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

ただいまいただいた御意見は、今後の具体的
な調査活動を行うに当たっての参考にさせてい
ただきたいと思いますが、限られた時間の中で
重点的に調査を進めていく必要があります。御
希望どおりにならないこともあるかもしれませ
んが、正副委員長で調査事項を整理し、進めて
いくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いた
します。

次に、協議事項（2）の委員会の調査活動方
針・計画についてであります。

活動方針（案）につきましては、資料1の3
に記載のとおりであります。

活動計画につきましては、資料2を御覧くだ
さい。

議会日程や委員長会議の結果から、調査活動
計画（案）を作成しておりますが、新型コロナ
ウイルス感染症の影響で、県内・県外調査につ
いては、このとおり開催すべきか検討が必要に
なりますので、この計画（案）を基本とし、そ
の都度、委員の皆様にご相談申し上げながら調
査活動を進めてまいりたいと考えております。
御意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、今後1年間の調査活

動計画は、この案を基本とし、調査を進めなが
ら、また、他の委員会とも調整しながら実施し
ていきたいと思っております。御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いた
します。

それでは、協議事項（3）の県内調査につい
てであります。

資料2を御覧ください。

7月26日から27日の県南地区、8月9日から10
日まで県北地区の県内調査となっております。
相手先との調整が必要であり、時間もないこと
から、現時点での皆様の御意見をお聞かせいた
だき、準備を始めたいと考えております。

先ほど協議いただきました調査事項を踏まえ
て、調査先につきまして御意見がありましたら
お願いいたします。

○坂本委員 委員長に一任します。

○田口委員長 先ほどいろいろ御意見が出まし
たので、それらを踏まえて調査先を決めたいと
思いますが、そのような形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それではそのように進めさせて
いただきます。

次に、協議事項（4）の次回委員会について
であります。

先ほど御協議いただきました調査内容を踏ま
えまして、次回委員会で執行部に特に説明を求
めたい内容について御意見や御要望はございま
すか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、調査項目（2）の児
童虐待対策について調査を進めめることでよろ
しいでしょうか。

令和4年5月16日（月曜日）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それではそのようにさせていただきます。

最後になりますが、協議事項（5）のその他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 次回の委員会は、6月24日金曜日午前10時からを予定しております。よろしくお願いたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時20分閉会

署 名

こどもの未来応援対策特別委員会委員長 田 口 雄 二

